

執行会議
2025年2月12日改定
2023年12月20日制定

技術研究組合FC-Cubic
最高管理責任者
専務理事 小島康一

公的研究費の管理・監査の基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、「技術研究組合FC-Cubic公的研究費の管理・監査体制に関する規程」(2023年12月20日制定)」に基づき、文部科学省等から配分される公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を示すものである。

2. 責任体制

(1) 最高管理責任者

本組合全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、その任には専務理事をもって充てる。最高管理責任者は、理事会等において審議を主導しながらこの基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、啓発活動を定期的に行って構成員の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本組合全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、その任には研究所長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な実施を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本組合全体の不正防止計画を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。そして、研究不正に関する告発や相談があった際には、調査委員会の長となって全容を解明し、その内容を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

本組合における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、その任には副所長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ① 部における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること

- ② 本組合において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること
- ③ 本組合が実施するコンプライアンス教育について、部においてその実効性を確保すること

コンプライアンス推進責任者は、部における責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、管理する部において副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

(4) 研究倫理・コンプライアンス教育責任者

不正防止計画に基づき、本組合の研究に係るすべての役職員等に対して公的研究費の管理・監査に関する知識の習得、研究倫理の心得、関連省庁及び本組合の執行ルール等を教育し、研究不正を防ぐため施策の教育責任者を置き、その任を事務局長とする。不正防止を図るため、本組合の構成員の受講状況を管理監督するとともに、教育内容について定期的に点検し、必要な見直しを行うこととする。

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理・コンプライアンス教育責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルールを明確にし、本組合の既存のルールとの整合性をもって、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上

(1) 公的研究費の管理・監査に関わる全ての構成員は、コンプライアンス及び研究倫理に関する教育を受講したうえで、その理解度が管理され、誓約書等の提出が求められる。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、「技術研究組合 F C - C u b i c 行動憲章」基本的事項 4. に基づき、次に掲げる行動規範を策定する。

- ① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。
- ② 研究者は、研究者個人に採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。

- ③ 事務職員は、専門的な能力を持って、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- ④ 不正防止計画を推進する研究所及び業務推進部は、公的研究費の不正防止計画の推進に努め、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員はこれに協力する。
- ⑤ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費に関わる不正行為があると判断した場合は、告発窓口に告発するほか、不正行為に係る相談をすることができると判断した場合は、告発窓口で相談を行う。

6. 告発・相談等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る告発・相談窓口を事務局（以下、「事務局」という。）に置く。
- (2) 事務局は、不正に係る告発及び相談に関する情報について最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、技術研究組合 F C - C u b i c 公的研究費の不正行為の告発及び相談に関する規程（2023 年 12 月 20 日制定）に基づき、調査の指示や認定、措置までの運用を指揮し、その責を負う。

7. 不正が認定された場合の措置について

- (1) 研究活動及び経費執行において不正が認定された場合、当組合は、配分機関による措置（委託決定取り消し、研究費の返還、研究員の申請及び参加資格の制限、公表等）に従う。
- (2) 当組合の職員の故意または過失により不正が認定された場合、当該職員に対し、当組合は懲戒処分を講じる（管理・監査規程第 11 条、職員就業規程第 5 5 条、及び懲戒手続き規程）。
- (3) 当組合の職員が、故意又は過失により当組合に損害を生じさせた場合は、その賠償を求める（職員就業規程第 5 6 条）。

8. 不正防止計画の推進

- (1) 不正防止計画には、優先的に取り組むべき事項及びその運営実施体制を含む。統括責任者（研究所長）は、計画の実施状況を総括するほか、研究所における計画推進の統括をし、副所長は各部長を用いてモニタリングをするなど、その実効性を担保する。業務推進部においては、所掌する業務に対する不正防止策の推進をするほか、経費執行状況の把握等、研究所において必要な場合は、計画推進への一体的な協力や支援を行う。
- (2) 統括責任者は、不正防止計画の実行状況の最終とりまとめを行い、必要な見直しを行ったうえで、最高管理責任者に報告をする。
- (3) 統括責任者は、最高管理責任者の指示のもと、監事及び内部監査部門との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

9. 公的研究費の適正な運営・執行管理

- (1) 統括管理責任者は、本組合全体の公的研究費の執行状況について検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。
- (3) 業務推進部長は最高管理責任者の指示に基づき、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施するため、検収ルールを別に定める。

10. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について相談を受ける窓口を、業務推進部に置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた体制について、当基本方針等をホームページで公表する。

11. 監査体制

- (1) 本組合における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、内部監査規程（2023 年 12 月 20 日制定）に基づき、**理事長専務理事**の直轄的な組織として位置付けられた内部監査委員会が行う。
- (2) 内部監査委員会は、内部監査規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づいて、内部監査を実施する。

12. その他

本基本方針に定めのない事項が生じた場合には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）、その他の関係法令通知等に定めるところ、またはその趣旨に準じて取り扱うものとする。

以上